

千葉県市町村国保財政安定化等連携会議設置要綱

(目的)

第1条 国民健康保険法第68条の2第1項の規定に基づき、国民健康保険事業の広域化又は国民健康保険の財政の安定化を推進するための市町村に対する支援の方針（以下「財政安定化等支援方針」という。）を定めるため、県内市町村の意見を聴くとともに、意見の調整を図ることを目的として千葉県市町村国保財政安定化等連携会議（以下「連携会議」という。）を設置する。

(所掌)

第2条 連携会議は、前条の目的の達成に資するため、次の事項について意見交換等を行うものとする。

- (1) 国民健康保険事業の運営の広域化又は国民健康保険の財政の安定化の推進に関する基本的な事項
- (2) 国民健康保険の現況及び将来の見通し
- (3) 保険者規模別の目標収納率の設定及びその達成状況に応じた千葉県の市町村に対する技術的助言・勧告又はその達成に資する取組に対する支援
- (4) その他財政安定化等支援方針に関する事項

2 連携会議は、1の意見交換等に際し必要があると認めるときは、千葉県市町村国保財政安定化等作業部会（以下「作業部会」という。）を設置することができる。

3 作業部会は、前条の目的の達成に資する実効性のある推進方策等について検討し、その結果を連携会議に報告するものとする。

(組織)

第3条 連携会議は、千葉県、県が選定する保険者及び千葉県国民健康保険団体連合会（以下「国保連合会」という。）をもって構成する。

- 2 連携会議の委員は、別表に掲げる職にある者をもって充てる。
- 3 連携会議には会長を置くこととし、千葉県健康福祉部保険指導課長をもって充てる。
- 4 作業部会は、連携会議を構成する各団体をもって構成することとし、その委員は、次のとおりとする。
 - (1) 千葉県健康福祉部保険指導課国保指導室長
 - (2) 連携会議を構成する保険者及び国保連合会の委員が推薦する実務担当者
- 5 作業部会には部会長を置くこととし、千葉県健康福祉部保険指導課国保指導室長をもって充てる。

(運営)

第4条 連携会議及び作業部会は、必要に応じ会長が招集する。

- 2 会長は、会務を掌握し、連携会議の議長を務める。
- 3 部会長は、会務を掌握し、作業部会の議長を務める。

(事務局)

第5条 連携会議及び作業部会の庶務は、千葉県健康福祉部保険指導課国保指導室に置く。

(委任)

第6条 この要綱に定めるもののほか、連携会議及び作業部会の運営に関して必要な事項は、会長が別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、平成23年6月17日から施行する。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、平成24年4月1日から施行する。

別表(第3条 組織)

	所属又は対象となる保険者	団体数	委員となる者の職
1	千葉県	一	保険指導課長
2	千葉県国民健康保険団体連合会 千葉支部を代表する保険者	2	国民健康保険主管課長
3	同東葛飾支部を代表する保険者	4	国民健康保険主管課長
4	同印旛支部を代表する保険者	2	国民健康保険主管課長
5	同香取支部を代表する保険者	1	国民健康保険主管課長
6	同海匝支部を代表する保険者	1	国民健康保険主管課長
7	同山武支部を代表する保険者	1	国民健康保険主管課長
8	同長生支部を代表する保険者	1	国民健康保険主管課長
9	同夷隅支部を代表する保険者	1	国民健康保険主管課長
10	同君津支部を代表する保険者	1	国民健康保険主管課長
11	同安房支部を代表する保険者	1	国民健康保険主管課長
12	千葉県国民健康保険団体連合会	一	総務財務課長